

介護報酬体系の見直し案に基づく

介護報酬の算定構造(案)

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造	1
1 訪問介護費	1
2 訪問入浴介護費	1
3 訪問看護費	2
4 訪問リハビリテーション費	2
5 居宅療養管理指導費	2
6 通所介護費	3
7 通所リハビリテーション費	3
8 短期入所生活介護費	4
9 短期入所療養介護費	5
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費	5
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	5
ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費	6
ニ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	6
ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費	6
(ヘ 介護力強化病院における短期入所療養介護費)は削除	
10 痴呆対応型共同生活介護費	7
11 特定施設入所者生活介護費	7
12 福祉用具貸与費	7
II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造	8
居宅介護支援費	8
III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造	9
1 介護福祉施設サービス	9
2 介護保健施設サービス	10
3 介護療養施設サービス	11
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	11
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	12
ハ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	13
(ニ 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス)は削除	
4 食事の提供に要する費用の額	14

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		身体介護の(1)～(3)に引き続き生活支援を行った場合	3級訪問介護員により行われる場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	30分を増すごとに +〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
ロ 生活支援	(1) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)	30分を増すごとに +〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 1時間以上 (〇〇単位)+30分を増すごとに +〇〇単位					
ハ 通院等業務 介助	(1回につき 〇〇単位)					

■ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

□ : 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注
	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	特別地域訪問入浴介護加算
訪問入浴介護費 (1回につき 〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100

□ : 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

【脚注】単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	イ(2)の所定単位数を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	死亡月につき +〇〇単位
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 30分未満 (〇〇単位)							
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 訪問リハビリテーション費

基本部分
訪問リハビリテーション費 (1日につき 〇〇単位)

5 居宅療養管理指導費

基本部分		
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)初回の場合 (〇〇単位) (二)2回目以降の場合 (〇〇単位)
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在院診を算定する場合)	(一)初回の場合 (〇〇単位) (二)2回目以降の場合 (〇〇単位)
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度)	(〇〇単位)
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一)初回の場合 (〇〇単位) (二)2回目以降の場合 (〇〇単位)
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)		(〇〇単位)
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1)初回の場合	(〇〇単位)
	(2)2回目以降の場合	(〇〇単位)

注
特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合
+〇〇単位

： 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

6 通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	8時間以上8時間未満の通所介護に引き続き日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算		
通所介護費	イ 単独型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	8時間を超え1時間又はその繰数を増すごとに+〇〇単位 (1日に2時間を限度)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	片道につき+〇〇単位	通所介護入浴介助加算 1日につき+〇〇単位 通所介護特別入浴介助加算 1日につき+〇〇単位	
		(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)								
		(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)								
		ロ 併設型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(2) 4時間以上6時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(3) 6時間以上8時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
	ハ 痴呆専用単独型通所介護費		(1) 3時間以上4時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(2) 4時間以上6時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(3) 6時間以上8時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
		ニ 痴呆専用併設型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(2) 4時間以上6時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)
			(3) 6時間以上8時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)

： 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

7 通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	8時間以上8時間未満の通所リハビリに引き続き日常生活上の世話をを行う場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が、居室を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合
通所リハビリテーション費	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	8時間を超え1時間又はその繰数を増すごとに+〇〇単位 (1日に2時間を限度)	1日につき+〇〇単位	片道につき+〇〇単位	通所リハビリテーション入浴介助加算 1日につき+〇〇単位	通所リハビリテーション特別入浴介助加算 1日につき+〇〇単位
		要介護1・2 (〇〇単位)							
		要介護3・4・5 (〇〇単位)							
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (〇〇単位)							
		要介護1・2 (〇〇単位)							
		要介護3・4・5 (〇〇単位)							
(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (〇〇単位)								
	要介護1・2 (〇〇単位)								
	要介護3・4・5 (〇〇単位)								

： 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分
通所リハビリテーション費(Ⅰ)～(Ⅲ)を通所リハビリテーション費として統合。
(病院、診療所及び介護老人保健施設において同一区分にて算定)

8 短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注										
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置している場合	利用者に対して送迎を行う場合										
イ 単独型短期入所生活介護費	(1)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100											
	(2)単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)														
	(3)単独型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)														
	ロ 単独・居住福祉型短期入所生活介護費	(1)単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100						
		(2)単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)									
		(3)単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)									
		ハ 併設型短期入所生活介護費					(1)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
							(2)併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)				
							(3)併設型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1.1>					要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)				
ニ 併設・居住福祉型短期入所生活介護費			(1)併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
			(2)併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
			(3)併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1.1>	要支援 (〇〇単位) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												

□ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分